

# 令和2年度個別労働紛争解決制度等の施行状況

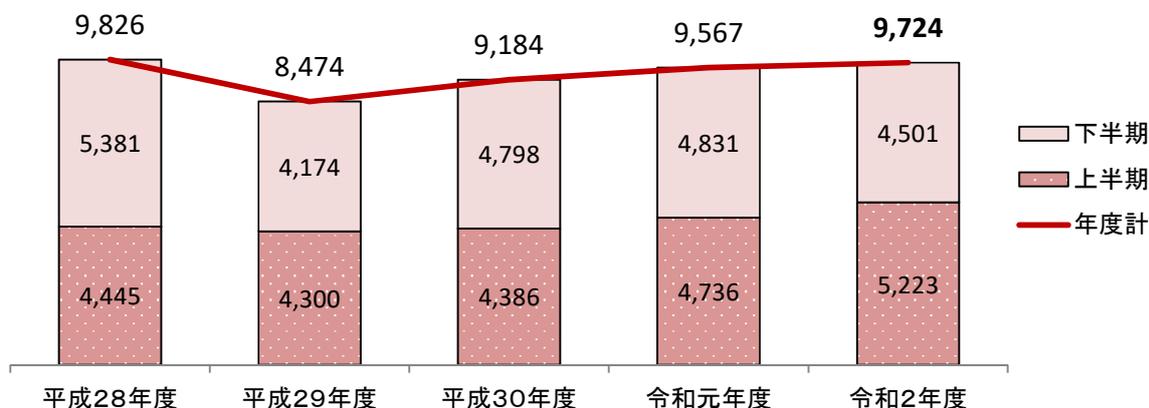
## 1 総合労働相談の状況

### (1) 相談件数 [図表1]

総合労働相談コーナー、労働基準監督署等に寄せられた総合労働相談件数は、9,724件（前年度比+157件、1.6%増）であった。

過去5年間の総合労働相談件数は、平成29年度に8,000件台前半にまで一時的に減少したが、9,000件台で推移し、平成30年度以降は増加の傾向にある。

[図表1] 総合労働相談件数の推移



	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
上半期	4,445	4,300	4,386	4,736	5,223
下半期	5,381	4,174	4,798	4,831	4,501
年度計	9,826	8,474	9,184	9,567	9,724

(単位:件)

### (2) 相談者

相談者の内訳は、以下のとおりであった。

- |                 |         |              |
|-----------------|---------|--------------|
| ① 労働者           | 5,525 件 | (全体の 56.8 %) |
| ② 事業主           | 2,716 件 | (同 27.9 %)   |
| ③ その他 (家族、知人など) | 1,483 件 | (同 15.3 %)   |

### (3) 相談内容

相談内容の内訳は、以下のとおりであった。

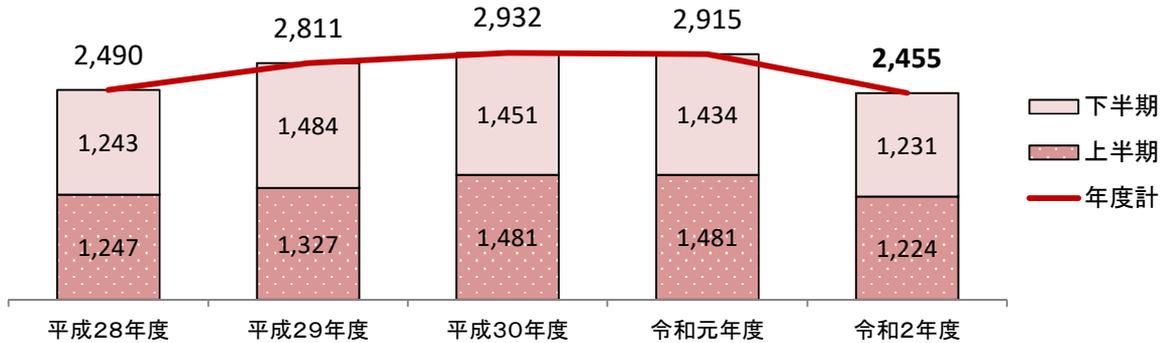
- |  |         |              |
|--|---------|--------------|
| ① 法令・制度の内容等に係る問合せ、労働基準法等に係る法違反の疑いのある相談に関するもの | 6,487 件 | (全体の 66.7 %) |
| ② 民事上の個別労働関係紛争に関するもの                         | 2,455 件 | (同 25.3 %)   |
| ③ その他 (他の行政機関に関するものなど)                       | 782 件   | (同 8.0 %)    |

## 2 民事上の個別労働紛争に関する相談の状況

### (1) 相談件数 [図表2]

民事上の個別労働紛争相談件数は2,455件（前年度比△460件、15.8%減）であり、過去5年間は、2,000件台半ばから後半で推移している。

[図表2] 民事上の個別労働紛争相談件数の推移



	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
上半期	1,247	1,327	1,481	1,481	1,224
下半期	1,243	1,484	1,451	1,434	1,231
年度計	2,490	2,811	2,932	2,915	2,455

(単位:件)

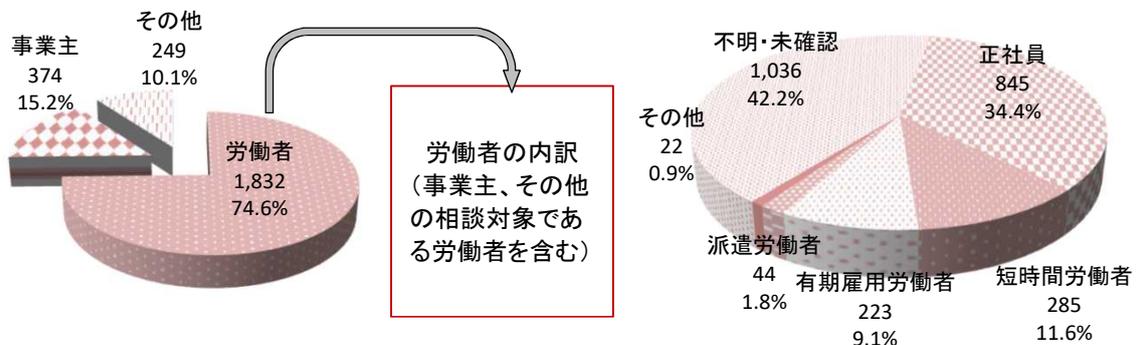
### (2) 相談者 [図表3]

相談者の内訳は、以下のとおりであった。※小数点以下2位四捨五入のため、合計100%にならない。

- ① 労働者 1,832 件 (全体の 74.6%)
- ② 事業主 374 件 (同 15.2%)
- ③ その他(家族、知人など) 249 件 (同 10.1%)

相談対象となる労働者を就労形態別で見ると、正社員が845件(34.4%)、パート・アルバイト等の短時間労働者が285件(11.6%)、有期雇用労働者が223件(9.1%)、派遣労働者が44件(1.8%)であった。

[図表3] 相談者の内訳



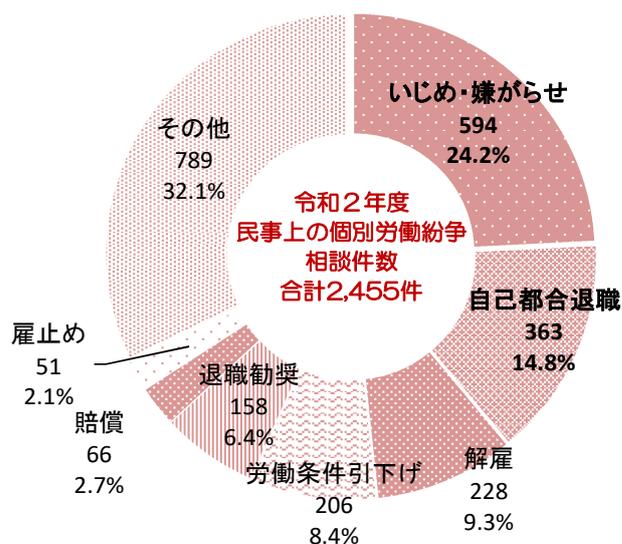
### (3) 相談内容 [図表4-1、4-2]

最も多かった相談内容は「いじめ・嫌がらせ」の594件であり、全体の24.2%を占めている。「いじめ・嫌がらせ」に関する相談は、平成22年度以降、平成30年度に次ぐ相談件数となっている。次いで「自己都合退職」の363件(14.8%)であるが、事業場からの慰留に対する相談、いつ退職届を提出すればよいかといった相談等が寄せられている。

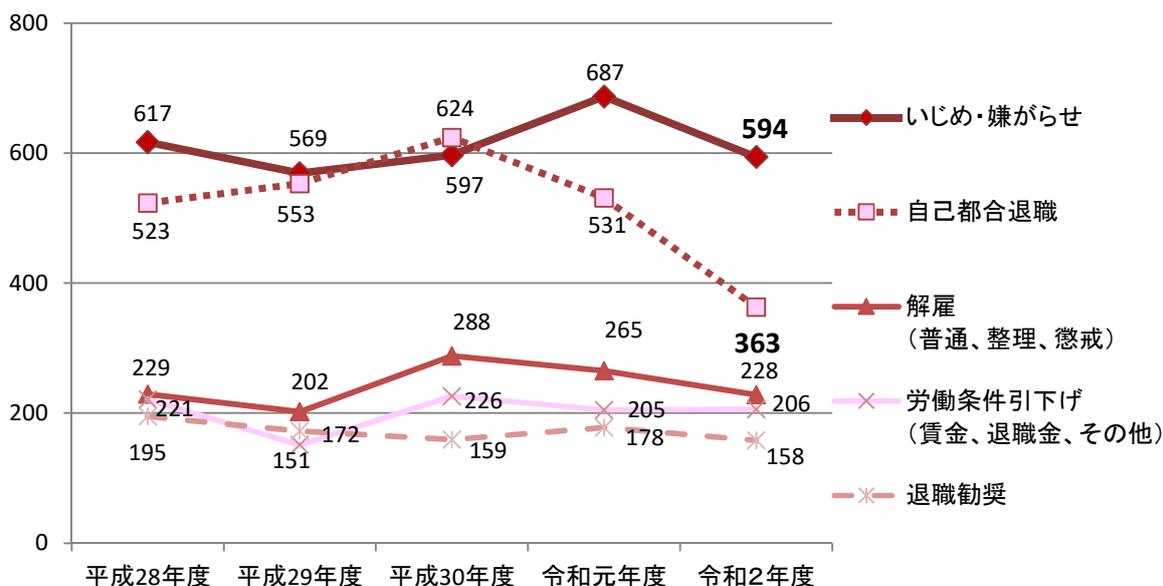
以下、「解雇(普通解雇、整理解雇、懲戒解雇)」の228件(9.3%)、「労働条件引下げ(賃金、退職金、その他)」206件(8.4%)、「退職勧奨」158件(6.4%)が続いている。(図表4-1)

なお、過去5年間の推移をみると、「自己都合退職」の件数が大きく減少している。(図表4-2)

[図表4-1] 相談内容の内訳



[図表4-2] 主要な相談内容別件数の推移

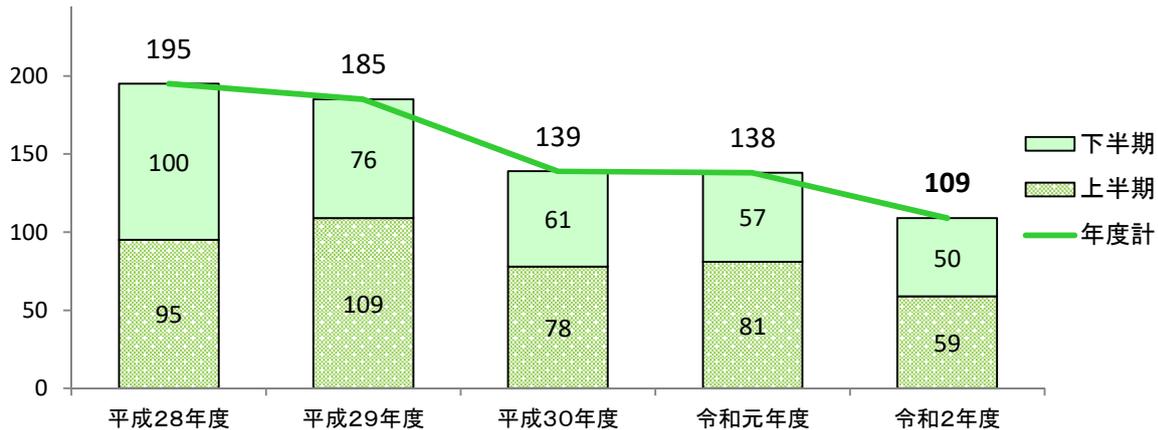


### 3 労働局長による助言・指導

#### (1) 申出件数 [図表5]

民事上の個別労働紛争相談のうち、労働局長による助言・指導の申出件数は109件（前年度比△29件、21.0%減）であり、平成27年度（208件）以降5年連続で減少した。

[図表5] 助言・指導の申出件数の推移



	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
上半期	95	109	78	81	59
下半期	100	76	61	57	50
年度計	195	185	139	138	109

(単位:件)

#### (2) 申出人

申出人の内訳は、109件全てが労働者によるものであった。  
これを就労形態別にみると、正社員が72件（66.1%）、有期雇用労働者が22件（20.2%）、パート・アルバイト等の短時間労働者が10件（9.2%）、派遣労働者が1件（0.9%）であった。

#### (3) 申出内容 [図表6]

申出内容の内訳は「その他の労働条件」31件（28.4%）が最も多く、次いで「いじめ・嫌がらせ」に関するものが26件（23.9%）、「解雇（普通解雇・整理解雇・懲戒解雇）」15件（13.8%）、「自己都合退職」11件（10.1%）となっている。

[図表6] 助言・指導の申出内容別件数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
その他の労働条件 (※1)	35	38	28	48	31
いじめ・嫌がらせ	30	40	47	38	26
自己都合退職	45	46	25	27	11
解雇 (※2)	8	13	20	6	15
雇用管理改善等 (※3)	28	35	9	5	6
その他 (上記以外)	62	39	37	22	36
合計	208	211	166	146	125 (単位:件)

※1 労働条件に関するもののうち賃金、労働時間、勤務シフト、休日、休暇、退職、福利厚生等のこと。

※2 普通解雇、整理解雇、懲戒解雇の合計。

※3 企業の人事管理、労務管理、職場環境の問題について、改善や補償を求めるもの。

※4 内容別の合計が申出件数よりも多いのは、1件の申出で複数の項目を受理したことによる。

(4) 助言・指導の処理状況 [図表7]

助言・指導の処理状況は下表のとおりである。

[図表7] 助言・指導の処理状況

※ ( )内は、処理終了件数に占める割合

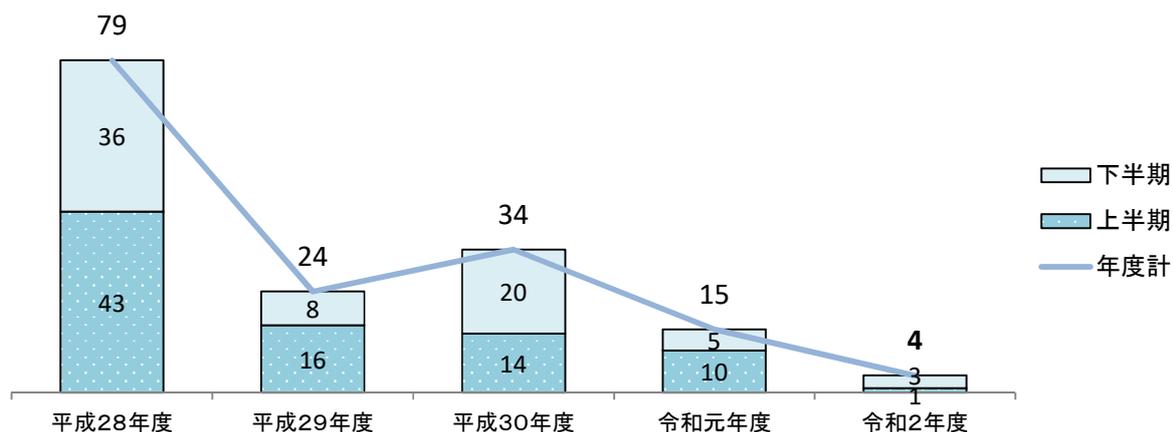
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                 助言・指導の 申出             </div>	<b>処理終了件数 109 件</b> (繰越分を含む)			
	助言・指導の実施	取下げ	打切り	その他
	109件	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)

## 4 紛争調整委員会によるあっせん

### (1) 申請件数 [図表8]

令和2年度のおっせん申請件数は4件（前年度比△11件、73.3%減）であり、平成14年度以降で最少となっている。

[図表8] あっせん申請件数の推移



	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
上半期	43	16	14	10	1
下半期	36	8	20	5	3
年度計	79	24	34	15	4 (単位:件)

### (2) 申請人

申請人の内訳は、4件全数てが労働者であった。  
これを就労形態にみると、正社員3件（75.0%）、パート・アルバイト等の短時間労働者1件（25.0%）であった。

### (3) 申請内容 [図表9]

申請内容の内訳は、「いじめ・嫌がらせ」に関するものが3件（75.0%）であった。

[図表9] あっせん申請内容別件数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
いじめ・嫌がらせ	39	9	18	5	3
解雇(※1)	15	5	3	5	0
労働条件引下げ(※2)	8	1	1	0	0
その他(上記以外)	25	9	12	5	1
合計	87	24	34	15	4

(単位:件)

※1 普通解雇、整理解雇、懲戒解雇の合計。

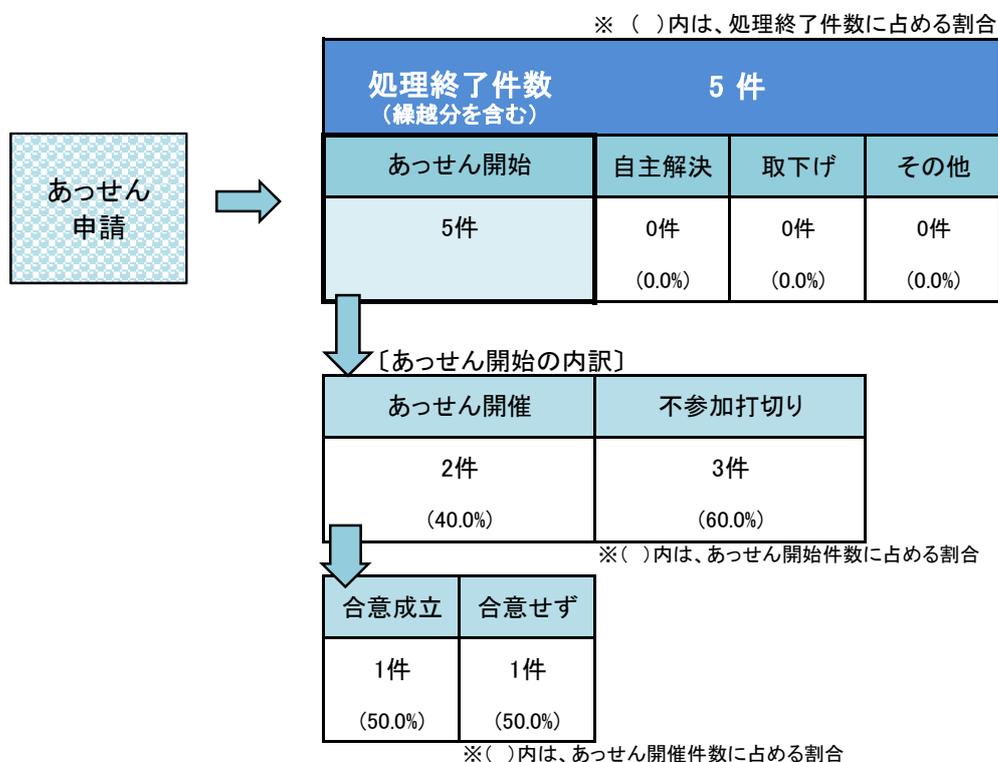
※2 賃金、退職金、その他の労働条件引下げの合計。

※3 内容別の合計が申請件数よりも多いのは、1件の申出で複数の項目を受理したことによる。

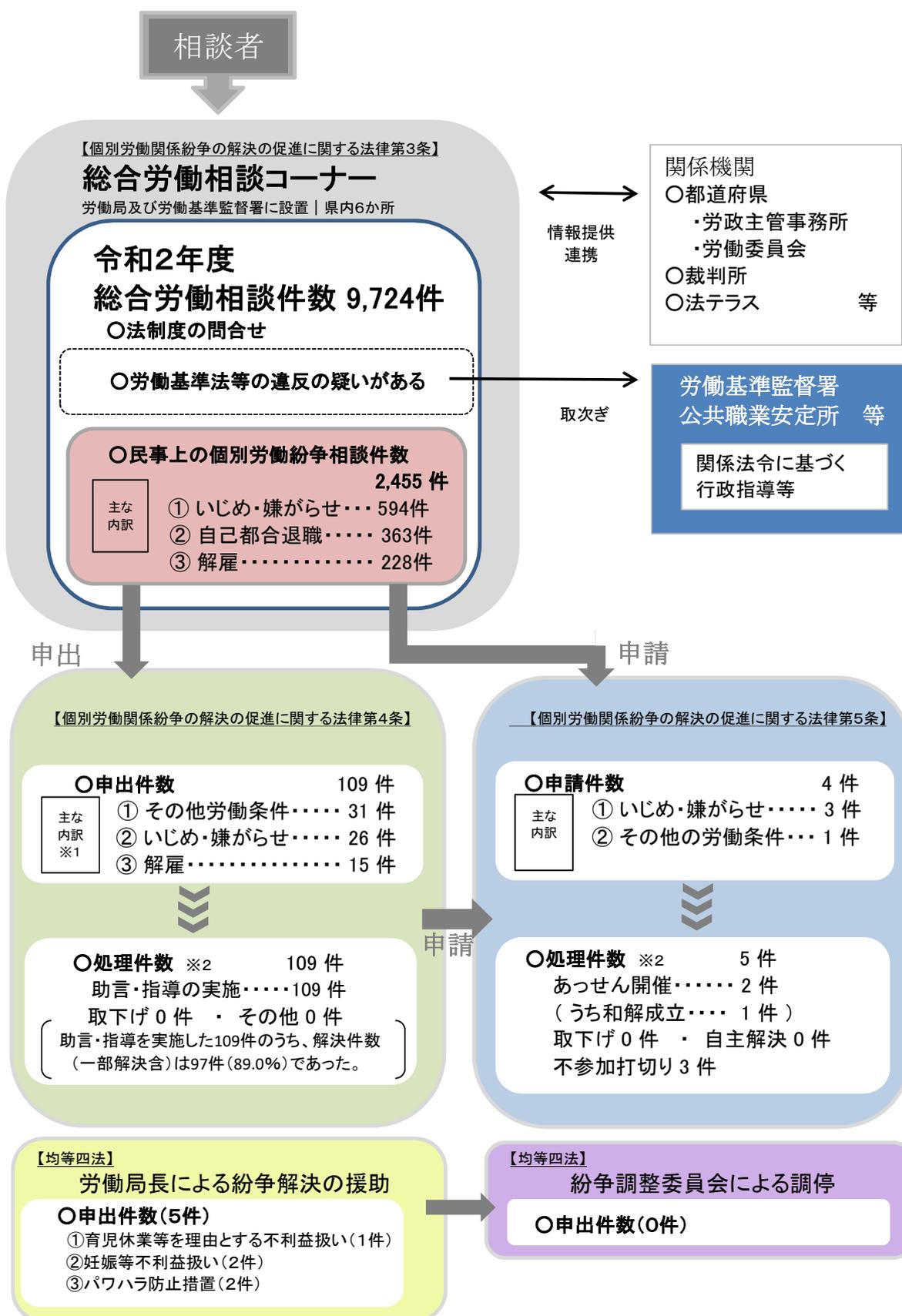
(4) あっせん処理状況 [図表10]

あっせん処理状況は下表のとおりである。

[図表10] あっせん処理状況



# 令和2年度個別労働紛争解決制度等の施行状況



※1 1回において複数の内容についての申出又は申請があった場合には、それぞれの内容に計上している。

※2 年度内に処理が完了した事案で、当該年度以前に申出又は申請があったものを含む。